検査委託業務契約書（案）

　　件　　名　　　臨床検査委託業務　一式

　　契約金額　　　　金　別紙内訳書のとおり　円也（単価契約）

　　　　　　　　　（うち消費税額及び地方消費税額　金　別紙内訳書のとおり　円也）

消費税額及び地方税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。ただし、消費税率の改正があったときは、契約単価並びに消費税額及び地方消費税額は、改正後の税率に基づいて得られる額とする。

　　発注者　国立大学法人浜松医科大学　理事　三沼　仁（以下「甲」という。）と受注者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、上記の外注検査委託業務（以下「業務」という。）について上記の金額で次の条項により契約を締結する。

（業務の範囲）

第１条　乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。乙は、乙が定める検査実施

基準により依頼項目の検査を甲の依頼する検体について指定した方法により業務を行い、

指定された日時までに検査結果報告書を浜松医科大学医学部附属病院検査部に提出するものとする。

２　甲は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必要事項を乙が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して乙に交付する。

３　甲は検体を、乙指定の保存方法で保存し、良好な状態で乙指定の検体容器により、乙に交付する。

（契約期間）

第２条　契約期間は令和８年６月１日から令和１０年５月３１日とする。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は、免除する。

（請負代金の請求）

第４条　請負代金の請求書は、一ヶ月分を取りまとめ浜松医科大学病院経営戦略課に送付する。

２　甲は適法な請求書を受理した日の翌日から９０日以内に代金を支払う。

（再委託）

第５条　乙は、本検査及び本検査に付随する業務の一部を、以下各号に定める者（以下「再委託先」という）に再委託することができる。

（１）他の検査機関等（研究機関、病理診断医等を含む）であって、乙が定める検査案内書（総合検査案内等）に明示する者

（２）本検査に係る検体の輸送等を行う運送業者

（３）本検査に付随ずる事務を行う事務代行業者

（４）前三号に定める者のほか、再委託を行うことについて甲の事前の書面による承諾を得た第三者

（免責について）

第６条　第１条の検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、または検査の技術的限界、その他乙の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、乙は免責される。

（検体の取り扱い）

第７条　乙は甲から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的のみに使用する。

２　乙は甲から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、乙が定める期間、検体を保管す

　る。

３　乙は前項の保管期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。

４　前項の定めにかかわらず、乙は本検査に係る検査精度管理等の目的のため、検査案内書に定めるところにより、第２項に定める保管期間を経過した残余検体を使用することができる。

（細目）

第８条　この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等基準によるものとする。

（紛争の解決）

第９条　この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上にこれを解決するものとする。

（管轄裁判所）

第10条　この契約に関する訴えの管轄は、被告本店所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

（その他）

第11条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合には、甲乙間において協議の上これを定めるものとする。

　上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

　この契約書は２通作成し、甲乙各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　静岡県浜松市中央区半田山一丁目２０番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人浜松医科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　 　　三　沼　　仁

　　　　　　　　　　　　　　　乙